

平成24年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成24年6月12日（火） 午後3時00分～午後3時32分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【学務課】

(1) 『議案第25号』千代田区立小学校の校庭開放に関する規則の一部改正

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 平成24年第2回区議会定例会報告

(2) 移動教育委員会（6月26日）

【指導課】

(1) 平成25年度使用教科用図書採択

第 3 その他

【指導課】

(1) 平成24年度指導課訪問

出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員（7名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

欠席職員（2名）

子ども・教育部長	高山 三郎
----------	-------

参事（子ども健康担当）	木村 博子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございまして、傍聴を許可しておりますので、そのことをご報告しておきます。
 ただいまから、平成24年教育委員会10回定例会を開会いたします。
 本日は、議会对策のため、高山子ども・教育部長と木村参事（子ども健康担当）が欠席です。それでは、今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

中川委員 | はい。

◎日程第1 議案

学務課

(1) 『議案第25号』千代田区立小学校の校庭開放に関する規則の一部改正

市川委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。
 初めに、議案第25号、千代田区立小学校の校庭開放に関する規則の一部改正について、学務課長からお願いします。

学務課長 | それでは、千代田区立小学校の校庭開放に関する規則の一部改正についてご説明いたします。
 改正内容につきましては、文言の整理になりますが、新旧対照表を見ていただきたいと思います。右の方が旧、左の方が新になりますが、第8条のところ、「校庭開放時における事故の責任は、管理者のかしに基づくものを除き」とありますが、この「かし」を、新しいところでは漢字に直したということです。
 それから、下の「別表（第3条関係）」で、開放日が「学校休業日」、「土曜日」と旧のほうではなっておりますが、今現在、土曜日は学校休業日に含まれていますので、こちらのほうも2段書きを1つの項にまとめたということです。
 それから、適用期日につきましては、平成24年4月1日から適用するということです。
 説明は以上です。

市川委員長 | ということでございますが、何かございますでしょうか。

古川委員 | 校庭開放の規則があるなんて、いろんなことが細かく決められているんだなと思いました。
 週末、終日校庭開放になっているということですが、私の知っている小学校だと、両日、午後からの開放になっていて、午前中は地域の活動で開放さ

れているようなんですが、そういう場合が例外なのか、それとも地域の活動もそういった校庭開放のうちなのでしょうか。

学務課長 校庭開放につきましては、校庭開放委員という方がいらっしやいまして、そちらの方たちがそういう子どもさんたちを見ているわけなんですけど、例えば昌平のコミュニティスクールは、土曜日はコミュニティスクールで開放をしていると。日曜日については校庭開放委員というようなやり方で、それにつきましては、校庭開放委員の皆さんのご都合というよりも、年間計画を立ててやっていただいているというのが言えるんです。

古川委員 今、学校は本当に場所の、校庭の開放だけで、校庭開放委員会のほうで使っ
道が決められているということになるのでしょうか。

学務課長 はい、そのとおりです。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

市川委員長 よろしゅうございますか。

この校庭開放というのは、もう始まったときから問題があるんですね。

古川委員 そうなんですか。

市川委員長 ええ。もう校庭開放を幾らでもしてくれるみたいなことを言っていたんだ
けど、学校の行事とか、そういう絡みでそういうことができないわけです。
だから、随分、特に都立の高等学校というのは非常に非難を受けましたよ
ね。できないんですよ。クラブがあるでしょう。子どもたちがやっているの
に、何でおれらに開放しないんだっていうような話でね。ですから、そうい
う問題があって、今でも各区では頭の痛いところだろうと思うんですね。

古川委員 それは地域の方が貸してくれと言ったんですか。

市川委員長 そうです。借りられないんですよ、実際、クラブ活動なんか一生懸命や
っている学校ではね。学校側とすれば、これは、校庭というのはあくまでも
一義的には子どもたちのために使うものであってね、開放を目的としてつく
っているわけじゃないという強い主張がありましてね。それは各区でも、義
務教育の学校でも同じだろうと思うんですね。ですから、なかなかもって理
解をしていただけない。そこにいろいろ問題があるということだろうと思
います。ご参考までに。

古川委員 ありがとうございます。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、本件につきましては、規則の改正でございますので、採決をい
たします。

議案25号につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長 それでは、全員賛成ということでございますので、そのように決定をいた
します。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成24年第2回区議会定例会報告

(2) 移動教育委員会(6月26日)

指導課

(1) 平成25年度使用教科用図書採択

市川委員長

次に、日程の第2、報告ですね。報告は、本日は3件予定されています。初めに、子ども総務課長からお願いします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から2点報告いたします。

まず、1件目は、去る6月6日から開会されました第2回区議会定例会についての報告でございます。

お手元に区長の招集挨拶文の原稿があらうかと思えます。この中で教育委員会に関しますこと、6ページ以降にございますが、次世代育成施策につきましてのこれまでの取り組み等を記載し、「共育」、共に育つの理念でこれからも取り組んでいくといった内容のものを記載したものでございます。後ほどご覧いただければと思えます。

それから、A4横の用紙、「発言通告書」ということで、代表質問、一般質問ということ、16名の方々からご質問をちょうだいしているところでございます。その中で、代表質問で4人の方、一般質問からも4名の方々から教育委員会に関するお尋ねがございました。

まず、新しい千代田の安岡議員からは、事項といたしましては、発達障害に関すること、学校教育の質の向上についてのお尋ねがございました。

資料をおめくりいただきまして、共産党の飯島議員からは、教育の中へ競争原理を持ち込むことについて、また少人数学級のあり方について、それから私費会計の、私費負担の軽減についてのお尋ねがございました。

それから、公明党の山田議員から質問がございまして、高等教育の、とりわけリベラルアーツに関しての前段の初等、中等教育のあり方についてのお尋ねと、いじめに関すること、そして子育て講座についてのお尋ねがございました。

それから、民主の小枝議員から、障がい児教育環境の整備についてのお尋ねがございました。

続きまして、一般質問に移ります。資料をおめくりいただきまして、6ページをお開きください。

千代田の声の寺沢議員から、就学援助について、そして入学時の負担軽減についてのお尋ねがございました。

新しい千代田の河合議員からは、学校事務のあり方についてのお尋ねがございました。

ネットの中村議員からは、災害時のエレベーター閉じ込めに対する対応策としてのエレベーター避難訓練のやり方についても、やはり子どもたちやお年寄りにも訓練、その他が必要ではないかといったお尋ねの中で、とりわけ

防災教育に絡めた形での取り組みが必要ではないかといったお尋ねがございました。

そして8ページ、自民党の永田議員からは、通学路の交通安全対策についてのお尋ねがございます。

いずれの質問につきましても、あした、明後日の代表質問、一般質問の討議の中で明らかになるものでございまして、内容につきましては、次回の教育委員会の中でご紹介させていただきたいと存じます。

続きまして、お手元に資料があろうかと存じます。次回の教育委員会、6月26日でございますが、この教育委員会を移動教育委員会ということで行わせていただきたいと思います。

会場は麴町中学校でございます。毎度のことながら、移動につきましては、区役所から車に分乗していただきまして現地に至るということでございまして、教育委員の皆様方は、午後の1時半に1階の車寄せにご参集いただければと思います。

内容でございますが、まず各教室の授業参観をしていただきまして、その後、麴町中学校の生徒会の役員の方々と教育委員さんが、40分程度、懇談をしていただくと、そういった時間をとっていただきまして、その後に教育委員会の定例会を行うと、そういう予定を考えております。

私からの報告は以上でございます。

市川委員長

2件の報告がありましたけど、何かご質問等あれば、どうぞご発言願います。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長
指導課長

では、次は指導課長からですか。お願いします。

まず、平成25年度使用教科用図書採択についてということをご報告申し上げます。

資料のほう、ステープラーどめになっているものでございます。

最初に、見通しを書いておりまして、本日の配付資料、資料1から資料5までがとじてであるのでご確認ください。

1枚おめくりいただきますと、資料1、平成25年度に使用する千代田区立九段中等教育学校の後期課程、それと特別支援学級(小学校・中学校)並びに小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)の教科用図書の採択事務日程でございます。

こちらは、平成25年度使用の教科書採択につきましては、1枚おめくりいただきますと、資料2「教科用図書採択事務取扱要綱」に基づきまして、小学校・中学校・中等教育学校の前期課程、並びにその裏面の第7条にあります「特別支援学級で使用する教科用図書の採択」と記載がございますので、これに準じて採択を行います。

また、資料2、もう1枚おめくりいただきますと、資料3がございまして、九段中等教育学校の後期課程用の教科用図書につきましては、こちらの基本

方針に基づいて採択をします。

この平成25年度の採択につきましては、資料4にございます。もう1枚めくっていただきますと、東京都から通知が来ている採択事務についての取り扱いに基づきまして採択をするものでございます。

資料4をご覧くださいますと、1番の「平成24年度の教科書採択について」が記載されております。

(1) 高等学校用教科書については、平成24年度は、高等学校(中等教育学校の後期課程)と記載がありますので、この(1)に基づきまして採択をしていきます。簡単に申し上げますと、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の教科用図書を除いて、文部科学省が告示しております目録に基づいて教科書を採択しなさいというものです。

それと(2)につきましては、義務教育諸学校用教科書の採択についてという記載がございます。こちらでは、高校と同様に特別支援学級で使う、あるいは特別支援学校で使う附則第9条の規定の教科書を除いて、平成23年度と同一の教科書を採択しなければならないと記載されておりますので、こちらに基づいて採択をします。

裏面をご覧ください。

一番上の(3)に一般図書、いわゆる特別支援学級で使う教科書の採択です。これは、毎年度異なる図書を採択することができるということになっておりますので、今年度も採択事務を行うこととなります。

もう一度、資料1にお戻りください。

月ごとに採択事務の日程について記載をしております。

まず、6月、教育委員会事務局においては、6月8日に九段中等に調査研究及び選定依頼をしております。また、同様に、特別支援学級設置校長にも同様な依頼をしております。

九段中等教育学校においては、選定委員会を設置し、並びに要綱、委員名簿を区教委へ提出し、調査研究並びに選定を行います。7月20日金曜日までに、その選定結果について、その理由と結果を報告していただくことになっております。

特別支援学級においても、やはり6月中に調査研究並びに選定を行い、7月20日金曜日までに、申請理由と結果報告について事務局に提出することになっております。

8月に入りまして、これら、九段中等教育学校、特別支援学級の選定をされたものについてを、8月28日火曜日の教育委員会で、まずは協議をさせていただければと思います。それで、当日、この協議の後になるんですけども、九段中等教育学校の後期課程の教科用図書の採択、それと特別支援学級の教科用図書の採択、さらに小・中・中等教育学校(前期課程)の教科用図書の採択を同日に行う予定になっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、小・中・中等教育学校(前期課程)の8月のところに米印、現在使用している教科用図書を採択することになっ

ております。

一番右に、展示会につきましては、前回の教育委員会でご説明しておりますので、省略いたします。

採択がされた折には、8月31日金曜日に東京都に採択結果を報告するという予定になっております。

なお、一番最後に、ご説明が遅くなってしまったんですけども、法的根拠として、資料5、右側の上側にありますように「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」を載せてありますので、後ほどご参考にしていただければと思います。こちらに13条と14条が載っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

市川委員長
中川委員

説明が終わりましたが、何かご発言があればどうぞ。

確認ですけれども、資料4の裏面の3番なんですけれども、「毎年度異なる図書を採択することができる」ということは、今年度の支援学級にいる生徒さんにあわせて、ケース・バイ・ケースで採択を、考慮をするということと考えてよろしいですか。

指導課長

はい。そのとおりでございます。子どもの障害の状況、あるいは発達の状況に応じて異なる図書を採択することもできますし、状況によっては、同じ教科書を使ったほうが良いという場合には同一のものを採択しても構わないということでございます。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

指導課

(1) 平成24年度指導課訪問

市川委員長
指導課長

それでは、ほかに各課長からございますか。どうぞ。

「平成24年度 指導課訪問一覧」という資料を配付させていただいております。

実は、今回配付させていただいた理由といたしましては、既に日程はご存じだと思うんですけども、移動教育委員会に加えて、指導課では学校を訪問しておりますので、もし可能であれば、委員の皆様も学校と一緒に、指導課訪問に一緒に行っていただけて、学校の様子、先生方の指導の様子、子どもたちの様子をご覧いただければということで、より学校に行く機会を広げるというご提案でございます。

日程が全部で19個あるわけなんですけれども、もう既に1から6は実施済みですので、7番以降の、6月27日水曜日、昌平小学校以降のご予定で、合うところがあれば1日一緒でも構いませんし、半日でも構いません。お昼だけでも構わないかと思っておりますので、お時間の許す範囲で指導課訪問にご一緒して

いただければと思います。

なお、近くなりましたら、指導課のほうに、「この日は行けますよ」と言っていたら、ご予定のほうを組ませてもらいたいですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

市川委員長 何かご発言ありますか。

中川委員 見せていただくのはとても嬉しいことなんですが、オブザーバー的に控えていけばよろしいと考えてよろしいでしょうか。

指導課長 はい。基本的には、指導課の指導主事の方が、指導、助言をすることになっておりますので、オブザーバー的にご覧いただいて構わないと思います。ただ、教員からしてみれば、ご挨拶だとかで一声いただけるとすごく勇気づけられるということもありますので、それは状況に応じてご相談をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

中川委員 できれば、これはもう少し早く教えていただければ、神田一橋中学校は、ぜひ見せていただきたかったなと思います。

指導課長 4月早々にも、私も考えていたところだったんですけども、いきなりというのはちょっと失礼かなと思ひまして、少し様子を見ながらやってしまったということで、大変失礼を申し上げます。

市川委員長 僕なんかはね、学校に見に行くでしょ。そうすると、30分なら30分、40分なら40分の間に幾つかの教室を10分ぐらいで回るじゃないですか。あれが非常に僕には理解できないです。何をやっているのか、もっと授業の中身を聞かせてほしいんです。

今でも、ああ、変だなと思っているのは、前、どこの学校でしたかね、ことわざをやりましたでしょ。あのときに、「芋の煮えたもご存じない」かというのが取り上げられたんですよ。あれは一体全体ことわざだったんでしょうかね。ことわざじゃないと思うんですよ。現に、先生もことわざの辞典を調べたけど、それはないって、こうおっしゃって。ないとしたら、じゃあ、一体何なんだという話があるべきじゃないでしょうかね。あれは、僕は小さいときから覚えているんですけど、はやし言葉なんですよ、遊ぶときの、おしくらまんじゅうとか。

だから、機械的に6年1組は20分、2組はまた10分、そういうのではなくてね、もっと自由に見せていただく、場合によっては話をさせていただくというわけにいかないんでしょうかね、子どもたちと。それは余計なことだと言われてしまえばそうなんだろうけど。

指導課長 委員長ご指摘のとおり、やはりせっかく行った限りは、じっくり見てみたいという思いがあるかと思ひますので、この指導課訪問におきましては、特に時間制限などは設けなくて進めたいと思ひています。そうすることによって、休み時間だとかが自由にご参観いただけますので、子どもとの、話を聞くとか、そういうことができるかと思ひますので、目的としては、やはり委員の皆様がフラクに学校を見ていただくというのが目的ですので、委員

長のご提案のとおりに進めていきたいというふうに思っています。

市川委員長
近藤委員

僕のじゃないんですよ。委員の皆さんもそう思っていると思うんですよ。

今、課長の提案は、意図するところはしっかりと理解をしているつもりなんですけれども。指導課の所掌事務には、学校の教育内容の指導であるとか、教育課程だとか、教員の研修とか、さらにはここへは関係ないことだけれども、教員の人事がありますよね。教育委員の所掌する事務というのは、ある意味で広いことですから、今、話をしたような内容も当然含まれるわけだけれども、学校の受けとめとして、やっぱり教育委員会の学校管理というところにつながってってしまうというか、そういう見方をされる部分というのは非常に強いと思うんですよ。

ですから、指導課の訪問時にご一緒にという形は、ある意味で問題があるんじゃないかなと僕は見るんですね。私どもが学校に気楽に出入りをして、子どもたち、学校長を初めとする教員と懇談をしながら、子どもたちとも懇談をする機会があれば、それは一番いいことなのかもしれないし、機にに応じてというか、必要に応じてそのようなものはどんどんやっていくべき。また、移動教育委員会というのも、そういう意味合いの中で始まってきているものだとして理解をしているんですけれど。投げかけは、素直にいい部分は理解をするけど、気をつけなきゃいけない部分はいっぱいあるんじゃないかということですね。そのどちらがいいとか、悪いとかと結論づけるつもりはないですが、そこをしっかりと踏まえていただかないと、後で問題が起こったときに、対応が非常に難しくなってくるんじゃないかなというふうに思いますけどね。

指導課長

やはり教育委員会の所掌事務と、指導課が、本来、指導主事を初めとした指導課が所掌しなければならない事務というのを明確化した上で、今回のことも十分考えているつもりではありますけれども、やはりご指摘のとおり、十分そのことを踏まえながら、それぞれの立場でご覧になっていただくというようなことはしっかり押さえた上で、こちらのほうにも書いてありますけれども、事前に学校とも打ち合わせをしながら、この指導課訪問を行ってまいりますので、その辺のところを押さえた上で進めてまいりたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

近藤委員
中川委員
市川委員長
中川委員

はい。

ちょっとよろしいですか。

どうぞ。

近藤先生は両方の立場をご存じだから、教育委員が出ていくことが管理をされることとつながるんだろうということをお思いになっていらっしゃると思うんですけれども。私なんかの立場で教育委員に入った場合にはちょっと違ってまして、やっぱりできるだけ現場の方とお話したいとか、どういうことをしていらっしゃるのかなというのを知ることというのはすごく大事ではないかなと思っています。

だから、私の立場では、指導をするとか、そういう考えというのは全然な

くて、逆に、先生方を応援したいなという立場で拝見させていただいているときのほうが多いので、あまり教育委員を警戒しないでいただくように、そういう風潮をつくっていただけたらいいなというふうに思っています。

市川委員長
近藤委員

なかなか難しいことですよ。

今、中川委員がおっしゃった、そのあたりは私も重々——さっきも注釈つけながらお話ししましたが、理解をしているつもりです。我々が学校を出入りしたからといって、必ずしも千代田区の教育委員会が、管理的な色彩が強いとかという見方をストレートにされるとは決して思いません。ただ、よほど私どもの対応のあり方も気をつけなきゃいけないし、仲立ちをするとか——仲立ちというところちょっと言葉が変でしょうかね。教育委員会の姿勢もよほど考えなければ、そういうとらえ方をされたのではマイナスですよ。ですから、賛成とか反対とかって結論づけることではなくて、そこをしっかりと考えてやるんだったらやってくださいという意見です。

中川委員
市川委員長

はい。

幾ら我々は学校へ行って率直にお話をしたいと、こう言っても、なかなか学校の先生は、そこまで一気に心のひもを緩めてくれるわけにはいかないんですね。これはもう、やっぱり長年の指導する、指導されるというようなことがあって、そういうことが続いているんだろうと思います。委員の先生はご覧になっていると思いますが、研究会というのは、一体僕は何ですかと、こういうふうに言っているんだけど、びびり言うし、そんなこと言うんだったら何も研究なんかできないのではないかというぐらいの場合もありますよね。

ですから、やっぱり近藤先生がおっしゃるように、我々はそうじゃなくても、受けるほうというのは、学校側としてはそういうところを非常に強く受ける場合もあるので、いろいろと考えてやることあるのかなと思います。

したがって、こういう訪問することはもちろん結構ですけれども、指導課と一緒にやってというのはもう少し考えたほうがいいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

決して悪いことじゃないと思うんですよ。教育委員に、先生も言いたいことはあると思うんですよ。

それでは、ほかに。特にないようですので、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。